

一般社団法人 海上保安大学校同窓会基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 海上保安大学校同窓会基金と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、海上保安大学校同窓会の基金を管理及び運営することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 預託を受けた基金の管理及び有価証券等での運用業務
- (2) その他前号に付帯する一切の業務

第3章 社員

(入社)

第5条 海上保安大学校同窓会会員のうち、当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の資格の喪失)

第6条 当法人の社員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき

(退社)

第7条 社員は、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。この場合には、社員総会で決議する前にその社員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

#### 第 4 章 社員総会

(社員総会)

第 9 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に、臨時社員総会は必要がある場合に随時開催する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

3 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

4 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において出席社員の中から選出する。

5 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、開催日の 2 週間前までに、その会議の日時、場所及び目的である事項を通知しなければならない。

(権限)

第 10 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 定款の変更
- (6) 社員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第 11 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(定足数及び決議の方法)

第 12 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 13 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員への通知)

第 15 条 社員総会の議事の要項及び決議した事項は、ホームページ上に記載し、社員に通知する。

## 第5章 役員

(役員)

第16条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名
- (3) 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事と監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(代表理事の職務)

第18条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 22 条 当法人の役員に対して、交通費等の実費を除き、報酬等の支給は行わないものとする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 23 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集等)

第 24 条 理事会は、代表理事が毎事業毎年度に 2 回以上招集し、開催する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)当法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選定及び解職

(定足数及び決議の方法)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、理事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 事務局

(事務局及び職員)

第29条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に監視必要な事項は、代表理事が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第30条 当法人の主たる事務所には、次の書類及び帳簿を備えるものとする。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 役員及び職員の名簿

(4) 財産目録

(5) 資産台帳及び負債台帳

(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 理事会及び社員総会の議事に関する書類

(8) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 資産及び計算

(事業年度)

第31条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が編成し、理事会及び社員総会で決議する。

(計算書類及び事業報告)

第33条 計算書類及び事業報告に関する書類は、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の計算書類及び事務報告に関する書類は毎事業年度終了後3箇月以内に社員総会に提出し、計算書類については社員総会の承認を受けなければならない。

3 収支決算に収支差金(剰余金)があるときは、理事会の議決及び社員総会の承認

を得て、翌年度に繰り越すものとする。

4 当法人は、前項の剰余金を配分することができない。

## 第9章 解散及び残余財産

(解散)

第34条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は海上保安大学校に係りのある次に掲げる法人に帰属させるものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 公告の方法は、電子公告による。

2 やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(補則)

第37条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。